

四半期報告書

(第9期第2四半期)

ニッシン債権回収株式会社

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	8
第4 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【株価の推移】	17
3 【役員の状況】	17
第5 【経理の状況】	18
1 【四半期連結財務諸表】	19
2 【その他】	33
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	34

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年11月13日

【四半期会計期間】 第9期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

【会社名】 ニッシン債権回収株式会社

【英訳名】 NISSIN SERVICER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼執行役員 合田益己

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段南四丁目2番11号
市ヶ谷フィナンシャルビル

【電話番号】 03(5210)1751 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役兼執行役員経営管理部長 山口達也

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区九段南四丁目2番11号
市ヶ谷フィナンシャルビル

【電話番号】 03(5210)1751 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役兼執行役員経営管理部長 山口達也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第8期 第2四半期連結 累計期間	第9期 第2四半期連結 累計期間	第8期 第2四半期連結 会計期間	第9期 第2四半期連結 会計期間	第8期
会計期間	自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日	自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日	自 平成20年 7月 1日 至 平成20年 9月30日	自 平成21年 7月 1日 至 平成21年 9月30日	自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日
営業収益 (百万円)	8,322	7,342	2,679	3,111	13,610
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△4,308	△202	△4,753	127	△6,729
四半期純利益又は四半期(当期)純損失 (△) (百万円)	△5,871	295	△6,085	115	△8,856
純資産額 (百万円)	—	—	4,336	8,632	3,701
総資産額 (百万円)	—	—	41,421	34,382	36,709
1株当たり純資産額 (円)	—	—	2,773.51	503.72	402.54
1株当たり四半期純利益又は四半期(当期)純損失 (△) (円)	△5,399.13	148.31	△5,596.71	44.08	△7,799.37
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	7.3	8.4	1.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,617	5,657	—	—	7,429
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,703	△1,257	—	—	1,706
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△7,109	△2,791	—	—	△8,898
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	—	—	830	3,463	1,855
従業員数 (名)	—	—	80	59	50

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 第8期及び第8期第2四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。また、第9期第2四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、連結子会社の（有）ジェイ・ワン・インベストメントは債務超過会社であり、平成21年9月30日現在における債務超過額は1,701百万円あります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数(名)	59 (2)
---------	--------

(注) 1 従業員数には、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む従業員数あります。

2 従業員数欄の（ ）は、臨時従業員数の当第2四半期連結会計期間の平均雇用人員であり、外書で記載しております。

3 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託社員の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数(名)	54 (2)
---------	--------

(注) 1 従業員数には、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む従業員数あります。

2 従業員数欄の（ ）は、臨時従業員数の当第2四半期会計期間の平均雇用人員であり、外書で記載しております。

3 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託社員の従業員を含み、派遣社員を除いております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、債権の回収等の業務を行っており生産を行っていないため、生産実績及び受注状況について記載しておりません。

(1) 債権買取額及び不動産買取額

債権買取額は、次のとおりであります。

区分	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	
	金額(百万円)	比率(%)	金額(百万円)	比率(%)
債権買取額	0	0.1	25	28.9
不動産買取額	309	99.9	62	71.1
合計	309	100.0	87	100.0

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 買取債権の推移

買取債権の推移は、次のとおりであります。

当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)					
期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額			期末残高 (百万円)
		当期 回収額 (百万円)	貸倒 償却額 (百万円)	その他 (百万円)	
19,298	25	879	254	△0	18,190

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 営業収益の内訳

営業収益の内訳は、次のとおりであります。

区分	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
営業収益	2,679	100.0	3,111	100.0
買取債権回収高	1,485	55.5	1,220	39.2
不動産売上高	756	28.2	1,266	40.7
その他	437	16.3	624	20.1

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクは、ありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

なお、重要事象等については以下のとおりです。

当社グループの事業環境におきましては、金融市場の信用収縮の長期化、不動産市況の著しい低迷及び流動性の低下等の影響から、資金調達環境が悪化しており、また、債権管理回収業務のうち特に不動産担保付債権の回収並びに不動産業務が低迷するなど、厳しい状況が続いており、当第2四半期連結累計期間においても重要な経常損失を計上しました。

当第2四半期連結会計期間においては、これまで資金支援を受けてきた金融機関等を除いた他の金融機関の一部から借入実行がなされているものの、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような状況が依然として存在しております。

しかしながら、当社グループは、当連結会計年度においては、上記を解消する対応策を実施することにより、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しておりますが、対応策が実施できない場合、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に関する重要な疑義について影響を及ぼす可能性があります。

なお、上記を解消する対応策につきましては、「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2. 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」をご参照下さい。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

1. 提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

(1) 経営成績の状況

当第2四半期連結会計期間における我が国経済は、公共投資及び輸出、生産は増加しているものの、厳しい企業収益状況を背景に設備投資は減少し、雇用、所得環境は厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、資産と負債の圧縮及びコストの削減、受託業務の拡大等による資金効率を高めた収益構造への転換を図ることを重点課題とし、経営改善に努めております。

当第2四半期連結会計期間の営業収益につきましては、買取債権回収高は1,220百万円（前年同期比17.8%減）、また、不動産売上高は1,266百万円（同67.5%増）となり、その他の収益624百万円（同42.7%増）を合わせ、合計では3,111百万円（同16.1%増）となりました。

営業費用につきましては、買取債権回収高に伴う債権買取原価879百万円（同1.7%減）、買取不動産評価損13百万円を含む不動産売上原価1,236百万円（同70.8%減）となり、その他の原価38百万円（同41.7%減）を合わせ、合計では2,155百万円（同58.5%減）となりました。この結果、営業総利益は956百万円（前年同期は営業総損失△2,517百万円）となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、主に給料手当51百万円（前年同期比61.3%減）、貸倒関連費用120百万円（同89.7%減）等を計上し、合計422百万円（同73.5%減）となりました。この結果、営業利益は533百万円（前年同期は営業損失△4,122百万円）となりました。

営業外収益は、35百万円（前年同期比41.4%増）となり、また、営業外費用につきましては、主に支払利息

420百万円(同10.6%減)により、合計で441百万円(同32.8%減)となりました。この結果、経常利益は127百万円(前年同期は経常損失4,753百万円)となりました。

また、特別利益16百万円(前年同期比44.5%減)、法人税等関連費用4百万円(同99.7%減)、少数株主利益23百万円の計上により、四半期純利益は115百万円(前年同期は四半期純損失△6,085百万円)となりました。

(2) 財政状態の状況

当第2四半期連結会計期間末の資産合計は、34,382百万円(前連結会計年度末比6.3%減)であり、このうち買取債権は18,190百万円(同9.5%減)、買取不動産は9,069百万円(同29.9%減)、また、これらの資産に対するものを含めた貸倒引当金は3,892百万円(同6.2%減)となりました。

負債合計は25,750百万円(同22.0%減)であり、このうちの主なものは、社債、長期借入金及び短期借入金等の有利子負債24,984百万円(同22.1%減)であり、総資産有利子負債比率は72.7%となりました。

資本金及び資本準備金が、第三者割当てによる第1回第一種優先株式の発行(払込日平成21年6月29日)によりそれぞれ1,000百万円増加し、利益剰余金が、四半期純利益の計上により295百万円増加したことから、株主資本は2,925百万円(同324.5%増)となりました。また、評価・換算差額等△21百万円、新株予約権65百万円、少数株主持分5,661百万円(同92.5%増)を合わせて純資産額は8,632百万円(同133.2%増)となりました。なお、自己資本比率は8.4%となり前連結会計年度に比べ6.5ポイント増加いたしました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ1,607百万円増加し、3,463百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における営業活動による資金の増加は2,961百万円(前年同期は829百万円の増加)となりました。これは、主に税金等調整前四半期純利益が144百万円(同税金等調整前四半期純損失△4,874百万円)となり、買取債権に係る資金の純増額が854百万円(同894百万円の純増)及び、買取不動産に係る資金の純増額が1,160百万円(同784百万円の純増)となったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における投資活動による資金の増加は242百万円(前年同期は1,597百万円の増加)となりました。これは、主に投資有価証券に係る資金の純減額が100百万円(同1,495百万円の純増)となったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における財務活動による資金の減少は1,078百万円(前年同期は2,665百万円の減少)となりました。これは、主に短期借入金の純減額が524百万円(同737百万円の純減)、社債の償還による支出が250百万円(同80百万円の支出)、制限付預金の預入による支出が330百万円となったことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

2. 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

① 財務基盤の安定化

日本振興銀行㈱、中小企業保証機構㈱及び中小企業債権回収機構㈱から全面的な資金支援を受けており、今後においても継続して支援を得ることになっております。

なお、当社は第1四半期連結会計期間において、純資産の増強を目的として、第三者割当てによる第1回第一種優先株式を発行（払込日平成21年6月29日）し、当第2四半期連結会計期間においてこれまで資金支援を受けてきた金融機関を除いた金融機関の一部から借入を実行しております。

② 収益構造の確立と安定化

これまで培ってきた債権管理回収業務に関するノウハウを十分に生かし、債権回収受託業務等の拡大を図り、自己投資による収益とフィービジネスによる収益のバランスの取れた業務運営を推進し、資金効率を高めた収益構造への転換を図り、当社グループの規模に見合った人員によるスリムな組織体制を構築し、固定費の圧縮による経費削減を行うことによって高収益構造を確立します。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定又は計画した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,200,000
第1回第一種優先株式	20,000
第2回第一種優先株式	10,000
第3回第一種優先株式	10,000
計	3,240,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,712,440	1,712,440	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株制度を導入していないため、単元株式数はありません。
第1回第一種 優先株式	20,000	20,000	—	(注) 2
計	1,732,440	1,732,440	—	—

(注) 1 「提出日現在発行数」欄には、平成21年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 第1回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

- (1) 単元株制度を導入していないため、単元株式数はありません。
- (2) 優先配当金

①第1回第一種優先配当金（期末配当）

当社は、毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当（以下「期末配当」という。）をするときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回第一種優先株式を有する株主（以下「第1回第一種優先株主」という。）又は第1回第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第1回第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき8,000円の金銭による剰余金の配当（以下「第1回第一種優先配当金」という。）（但し、平成22年3月31日を基準日とする第1回第一種優先配当金の額は6,049円とする。）を行う。但し、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。

②累積条項

ある事業年度において第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対して支払う第1回第一種優先株式1株当たりの剰余金の額（以下に定める累積未払第1回第一種優先配当金の配当を除く。）が、第1回第一種優先配当金に達しないときは、その不足額（以下「未払第1回第一種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払第1回第一種優先配当金（以下「累積未払第1回第一種優先配当金」という。）を、当該翌事業年度以降の第1回第一種優先配当金（第1回第一種優先期中配当金を含む。）及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立って、これを第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対して支払う。

③非参加条項

第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対しては、第1回第一種優先配当金（累積未払第1回第一種優先配当金の配当を除く。）を超えて剩余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剩余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剩余金の配当についてはこの限りではない。

(3) 第1回第一種優先期中配当金

当社は、毎年3月31日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剩余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき、1年当たり8,000円を基準として、当該期中配当基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間で月割計算（但し、1ヶ月未満の期間については年365日の日割計算）により算出される金額（1円未満を切り捨てる。）を上限とする金額による剩余金の配当（以下「第1回第一種優先期中配当金」という。）（但し、平成22年3月30日までの間を期中配当基準日とする第1回第一種優先期中配当金の額の算出は、「当該期中配当基準日が属する事業年度の初日」を「払込期日」と読み替えて行うものとする。）を行う。但し、当該期中配当の基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本項に定める第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。

(4) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1回第一種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として100,000円に当該残余財産を分配する日における累積未払第1回第一種優先配当金の合計額を加えた額を支払う。

第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

(5) 議決権

第1回第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回第一種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

当社は、第1回第一種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(7) 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成24年4月1日以降で当社取締役会が別途定める日（以下、本項において、「取得日」という。）をもって、第1回第一種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得する場合は、比例按分又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法による。

この場合の第1回第一種優先株式1株当たりの取得価額は、100,000円に、取得日における当該第1回第一種優先株式の累積未払第1回第一種優先配当金の合計額及び8,000円に取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの日数を乗じて365で除した額（1円未満を切り捨てる。）

（但し、当該事業年度において第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。）を加えた額とする。

(8) 金銭を対価とする取得請求権

第1回第一種優先株主は、当社に対し、平成28年6月30日以降、30日以上前の事前の通知を行うことにより、第1回第一種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。この場合、当社は、当該請求の効力が生ずる日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、第1回第一種優先株式の全部又は一部の取得を行うものとする（以下、本項において、当該取得を行う日を「取得日」という。）。但し、分配可能額を超えて第1回第一種優先株主から取得請求があった場合、取得すべき第1回第一種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。

この場合の第1回第一種優先株式1株当たりの取得価額は、100,000円に、取得日における当該第1回第一種優先株式の累積未払第1回第一種優先配当金の合計額及び8,000円に取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの日数を乗じて365で除した額（1円未満を切り捨てる。）

（但し、当該事業年度において第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。）を加えた額とする。

(9) 優先順位

第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式の剩余金の配当（当社定款第8条の2第2項に規定する累積条項に基づくものを含む。）の支払順位は、全て同順位とする。また、第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式の残余財産の分配順位は、同順位とする。

(10) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第332条第2項に関する定めをしておりません。

(2) 【新株予約権の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成17年6月21日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数	300個(注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を導入していないため、単元株式数はない。
新株予約権の目的となる株式の数	1,200株(注)1,3,4
新株予約権の行使時の払込金額	45,881円(注)2,4
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 45,881円 資本組入額 22,941円
新株予約権の行使の条件	被付与者は権利行使時において、当社が認める事由ある場合を除き、当社の取締役、監査役、従業員及び顧問、当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と被付与者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の決議を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、4株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整の結果生ずる1株に満たない端数については切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割(又は併合)の比率

2 新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分が行なわれる場合(新株予約権の行使により新株式の発行が行なわれる場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

- 3 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職・権利放棄等により権利を喪失した数を控除しております。
- 4 平成17年11月21日付の株式分割(1:2)及び、平成18年4月1日付の株式分割(1:2)により、各数値の調整を行っております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①平成18年8月7日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数	1,150個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を導入していないため、単元株式数はない。
新株予約権の目的となる株式の数	1,150株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	59,955円(注)2
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日～平成23年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 59,955円 資本組入額 29,978円
新株予約権の行使の条件	①当社取締役 権利行使時において、原則として、当社取締役の地位を有していることを要する。 ②当社執行役員 権利行使時において、原則として、当社及び当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員の地位を有していることを要する。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分を認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整の結果生ずる1株に満たない端数については切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割(又は併合)の比率

2 新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分が行なわれる場合(新株予約権の行使により新株式の発行が行なわれる場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

3 組織再編成時の取扱い

当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下、「組織再編成行為」という。)をする場合においては、組織再編成行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合には、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の数と同一の数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる株式の数
組織再編成行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編成行為の条件に応じて合理的に調整された額とし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新株予約権の行使期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。
- (7) 新株予約権の取得承認
譲渡による当該新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要する。

4 新株予約権の取得条項

- (1) 新株予約権者が、新株予約権を取得した後権利行使をする前に、新株予約権の行使条件により本件新株予約権を行使できなくなった場合は、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書並びに株式移転計画書が当社株主総会で承認されたときは、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得できるものとする。

②平成18年8月7日取締役会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数	2,140個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度を導入していないため、単元株式数はない。
新株予約権の目的となる株式の数	2,140株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	51,960円(注)2
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日～平成23年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 51,960円 資本組入額 25,980円
新株予約権の行使の条件	権利行使時において、原則として、当社及び当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問、従業員の地位を有していることを要する。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分を認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整し、調整の結果生ずる1株に満たない端数については切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割(又は併合)の比率

2 新株予約権発行後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、払込金額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分が行なわれる場合(新株予約権の行使により新株式の発行が行なわれる場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

3 組織再編成時の取扱い

当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下、「組織再編成行為」という。)をする場合においては、組織再編成行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の数と同一の数とする。

- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる株式の数
組織再編成行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編成行為の条件に応じて合理的に調整された額とし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新株予約権の行使期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。
- (7) 新株予約権の取得承認
譲渡による当該新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要する。

4 新株予約権の取得条項

- (1) 新株予約権者が、新株予約権を取得した後権利行使をする前に、新株予約権の行使条件により本件新株予約権を行使できなくなった場合は、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書並びに株式移転計画書が当社株主総会で承認されたときは、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で取得できるものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日	—	1,732,440	—	3,036	—	2,822

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
N I S グループ株式会社	東京都中央区日本橋小伝馬町10番1号 (登記簿上の本店所在地 愛媛県松山市千舟町5丁目7番地6)	405,417	23.4
中小企業信販機構株式会社	東京千代田区九段南4丁目2番11号	312,500	18.0
株式会社インデックス・ホールディングス	東京都世田谷区太子堂4丁目1番1号	312,500	18.0
中小企業保証機構株式会社	大阪市西区京町堀1丁目4番16号	172,270	9.9
中小企業投資機構株式会社	大阪市北区神山町1丁目3番新扇町ビル	152,270	8.8
日本振興銀行株式会社	東京千代田区神田司町2丁目7番	54,300	3.1
合田 益己	東京都北区	22,296	1.3
株式会社愛媛銀行	愛媛県松山市勝山町2丁目1番	20,000	1.2
寄岡 正一	東京都杉並区	8,440	0.5
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイピー・アールディ アイエスジー エフィー・エイシー (常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM	5,828	0.4
計	—	1,465,821	84.6

所有議決権数別

氏名又は名称	住所	所有議決権数(個)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
N I S グループ株式会社	東京都中央区日本橋小伝馬町10番1号 (登記簿上の本店所在地 愅媛県松山市千舟町5丁目7番地6)	405,417	23.7
中小企業信販機構株式会社	東京千代田区九段南4丁目2番11号	312,500	18.2
株式会社インデックス・ホールディングス	東京都世田谷区太子堂4丁目1番1号	312,500	18.2
中小企業保証機構株式会社	大阪市西区京町堀1丁目4番16号	152,270	8.9
中小企業投資機構株式会社	大阪市北区神山町1丁目3番新扇町ビル	152,270	8.9
日本振興銀行株式会社	東京千代田区神田司町2丁目7番	54,300	3.2
合田 益己	東京都北区	22,296	1.3
株式会社愛媛銀行	愛媛県松山市勝山町2丁目1番	20,000	1.2
寄岡 正一	東京都杉並区	8,440	0.5
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイピー・アールディ アイエスジー エフィー・エイシー (常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM	5,828	0.3
計	—	1,445,821	84.4

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回第一種優先株式 20,000	—	1 (1) ②発行済株式の「注2」に記載のとおりであります。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,712,440	1,712,440	1 (1) ②発行済株式の「内容」欄に記載のとおりであります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,732,440	—	—
総株主の議決権	—	1,712,440	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	2,235	4,510	4,090	3,440	2,990	2,840
最低(円)	1,300	1,695	3,000	1,889	2,455	1,924

(注) 株価は、東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。

第1回第一種優先株式

当社第1回第一種優先株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、三優監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)		前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	※2 3,793		1,855	
買取債権	※2 18,190		※2 20,088	
その他の営業債権		2,054		2,004
買取不動産	※2 9,069		※2 12,932	
その他		1,509		651
貸倒引当金		△3,892		△4,147
流動資産合計		30,724		33,385
固定資産				
有形固定資産	※1 5		※1 18	
無形固定資産		14		17
投資その他の資産				
投資有価証券	※2 3,423		※2 2,908	
その他		214		※2 391
貸倒引当金		—		△12
投資その他の資産合計		3,637		3,287
固定資産合計		3,657		3,323
資産合計		34,382		36,709
負債の部				
流動負債				
短期借入金	※2 17,140		※2 22,897	
1年内返済予定の長期借入金	※2 3,025		※2 5,724	
1年内償還予定の社債		500		250
未払法人税等		8		6
本社移転損失引当金		—		57
その他		752		864
流動負債合計		21,426		29,799
固定負債				
社債		—		500
長期借入金	※2 4,319		※2 2,707	
その他		4		—
固定負債合計		4,323		3,207
負債合計		25,750		33,007

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間末
(平成21年9月30日)

前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成21年3月31日)

純資産の部		
株主資本		
資本金	3,036	2,036
資本剰余金	2,822	1,822
利益剰余金	△2,933	△3,169
株主資本合計	2,925	689
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△21	—
評価・換算差額等合計	△21	—
新株予約権	65	70
少数株主持分	5,661	2,941
純資産合計	8,632	3,701
負債純資産合計	34,382	36,709

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
営業収益		
買取債権回収高	4,805	2,031
不動産売上高	2,483	4,154
その他の収益	1,032	1,156
営業総収入合計	8,322	7,342
営業費用		
債権買取原価	3,368	1,427
不動産売上原価	※2 5,875	※2 3,968
その他の原価	103	95
営業費用合計	9,348	5,492
営業総利益又は営業総損失（△）	△1,025	1,850
販売費及び一般管理費	※1 2,334	※1 1,021
営業利益又は営業損失（△）	△3,360	829
営業外収益		
受取利息	11	34
持分法による投資利益	—	52
還付消費税等	18	—
還付加算金	15	—
受取手数料	—	23
その他	10	19
営業外収益合計	57	130
営業外費用		
支払利息	806	1,064
持分法による投資損失	33	—
投資有価証券売却損	109	—
その他	54	97
営業外費用合計	1,005	1,161
経常損失（△）	△4,308	△202
特別利益		
新株予約権戻入益	23	4
本社移転損失引当金戻入額	—	7
貸倒引当金戻入額	—	14
特別利益合計	23	27
特別損失		
投資有価証券評価損	149	—
特別損失合計	149	—
税金等調整前四半期純損失（△）	△4,434	△175
法人税、住民税及び事業税	9	2
法人税等還付税額	—	△503
法人税等調整額	1,657	9
法人税等合計	1,666	△490
少数株主利益又は少数株主損失（△）	△230	20
四半期純利益又は四半期純損失（△）	△5,871	295

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
営業収益		
買取債権回収高	1,485	1,220
不動産売上高	756	1,266
その他の収益	437	624
営業総収入合計	2,679	3,111
営業費用		
債権買取原価	895	879
不動産売上原価	※2 4,234	※2 1,236
その他の原価	66	38
営業費用合計	5,196	2,155
営業総利益又は営業総損失（△）	△2,517	956
販売費及び一般管理費	※1 1,605	※1 422
営業利益又は営業損失（△）	△4,122	533
営業外収益		
受取利息	6	23
還付加算金	16	—
その他	2	12
営業外収益合計	25	35
営業外費用		
支払利息	470	420
持分法による投資損失	30	9
投資有価証券売却損	109	—
その他	46	11
営業外費用合計	656	441
経常利益又は経常損失（△）	△4,753	127
特別利益		
新株予約権戻入益	22	2
賞与引当金戻入額	7	—
本社移転損失引当金戻入額	—	7
貸倒引当金戻入額	—	5
特別利益合計	29	16
特別損失		
投資有価証券評価損	149	—
特別損失合計	149	—
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失（△）	△4,874	144
法人税、住民税及び事業税	△82	△0
法人税等調整額	1,546	4
法人税等合計	1,463	4
少数株主利益又は少数株主損失（△）	△251	23
四半期純利益又は四半期純損失（△）	△6,085	115

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失（△）	△4,434	△175
減価償却費	5	3
貸倒引当金の増減額（△は減少）	234	△267
賞与引当金の増減額（△は減少）	27	—
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	△12	—
本社移転損失引当金の増減額（△は減少）	—	△42
受取利息及び受取配当金	△43	△53
支払利息	806	1,064
投資事業組合運用損益（△は益）	△184	△16
投資有価証券評価損益（△は益）	149	—
投資有価証券売却損益（△は益）	109	—
買取不動産評価損	3,396	—
貸倒償却額	1,102	552
その他	22	△174
小計	1,181	891
利息の受取額	22	14
利息の支払額	△826	△1,032
法人税等の支払額	△1,522	△43
法人税等の還付額	—	672
小計	△1,144	502
買取不動産の買取による支出	※ ² △88	△119
買取不動産の売却による収入	2,482	3,929
買取債権の買取による支出	△0	△82
買取債権の回収による収入	※ ² 3,368	1,427
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,617	5,657
投資活動によるキャッシュ・フロー		
無形固定資産の取得による支出	△14	—
投資有価証券の取得による支出	△246	△1,105
投資有価証券の償還による収入	1,319	580
投資有価証券の売却による収入	524	—
関係会社貸付けによる支出	—	△500
関係会社貸付金の回収による収入	121	617
貸付による支出	—	△900
その他	△0	50
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,703	△1,257

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	2,130	2,724
短期借入金の返済による支出	△3,918	△8,507
長期借入れによる収入	500	3,785
長期借入金の返済による支出	△6,846	△4,887
制限付預金の預入による支出	—	△330
債券譲渡見合債務による収入	1,165	—
社債の償還による支出	△80	△250
株式の発行による収入	—	1,972
少数株主からの払込みによる収入	—	2,699
その他	△60	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7,109	△2,791
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△787	1,607
現金及び現金同等物の期首残高	1,618	1,855
現金及び現金同等物の四半期末残高	830	3,463

【継続企業の前提に関する事項】

前第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

当社グループは、第2四半期連結会計期間において4,122百万円の営業損失、4,753百万円の経常損失及び6,085百万円の四半期純損失を計上し、シンジケートローン契約(平成20年9月30日現在借入金残高2,020百万円)について財務制限条項(利益条項、純資産条項)に抵触しており、当該金融機関からの請求により期限の利益の喪失が生じる恐れがあります。当該状況により継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

損失発生の主な原因は、不動産市況の著しい低迷及び流動性の低下等から、不動産担保付債権における回収高及び不動産売上高の減少に加え不動産の評価損を計上したこと並びに繰延税金資産の回収可能性を検討した結果、繰延税金資産を全額取り崩したことなどによります。

当社グループは、当該状況を解消するべく事業構造の転換を図る再建プログラムを策定し、これを強力に推進していくことにしております。まず、収益構造においては、当社グループがこれ迄培ってきた債権管理回収業務に関するノウハウを十分に生かした業務の開発と、これら業務ノウハウの延長線上にある回収受託業務を中心としたフィービジネスへの移行による手数料収入の拡大を図り、資金効率を高めた収益構造への転換を図ります。

また、これらの収益構造の転換を支えるべく、現状の財務体質を改善するために、資金調達面での強化を図り、財務基盤の安定化を目指して、当社の親会社であるNISグループ株式会社からの更なる資金支援を受けるとともに、各取引金融機関に対し、資金調達協力を依頼することによって安定化を図ることにしております。加えて、買取債権の回収及び不動産の売却を促進することによって、取引金融機関からの借入金の返済財源の確保を行います。なお、シンジケートローンについては契約変更等を要請する交渉に入っております。

以上の収益構造の転換及び財務基盤の安定化により、当社グループの事業規模に見合った人員によるスマートな組織体制を構築し、固定費の圧縮による経費削減を行うことによって、継続企業の前提に関する重要な疑義を解消出来るものと判断しております。なお、四半期連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

当第2四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間に、株ニコラスコーポレーションが精算結了したため、連結の範囲から除外しております。なお、精算結了時までの損益計算書を連結しております。 (2) 変更後の連結子会社の数 17社
2. 持分法の適用に関する事項の変更	(1) 持分法適用関連会社の変更 当第1四半期連結会計期間に、中小企業不動産機構㈱の持分比率が低下したため、持分法の適用範囲から除外しております。 (2) 変更後の持分法適用関連会社の数 10社

【表示方法の変更】

<p>当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)
<p>前第2四半期連結累計期間において区分掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「買取不動産評価損」については、重要性が低下したため、当第2四半期連結累計期間では「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しております。なお、当第2四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「買取不動産評価損」は39百万円であります。</p> <p>また、前第2四半期連結累計期間において「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「株式の発行による収入」は、重要性が増加したため、当第2四半期連結累計期間では区分掲記しております。なお、前第2四半期連結累計期間の「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「株式の発行による収入」は0百万円であります。</p> <p>また、前第2四半期連結累計期間において「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「法人税等の支払額」に含めて表示していました「法人税等の還付額」は重要性が増加したため、当第2四半期連結累計期間より区分掲記しております。</p> <p>なお、前第2四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「法人税等の支払額」に含まれる「法人税等の還付額」は449百万円であります。</p>

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 7百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 25百万円
※2 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金及び預金 330百万円 買取債権 4,095百万円 買取不動産 6,407百万円 投資有価証券 1,384百万円 <hr/> 合計 12,217百万円 上記に対応する債務 短期借入金 8,423百万円 1年内返済 予定の長期借入金 1,882百万円 長期借入金 4,241百万円 <hr/> 合計 14,546百万円 なお、上記以外にその他の関係会社であるNISグループ㈱より連帯保証及び営業貸付金296百万円の担保提供を受けております。 また、上記以外に連結上相殺消去されている子会社出資金3,285百万円を担保提供しております。	※2 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。 担保に供している資産 買取債権 10,970百万円 買取不動産 10,068百万円 投資有価証券 1,960百万円 投資その他の資産 225百万円 その他 <hr/> 合計 23,225百万円 上記に対応する債務 短期借入金 11,763百万円 1年内返済 予定の長期借入金 2,920百万円 長期借入金 2,344百万円 <hr/> 合計 17,028百万円 なお、上記以外にその他の関係会社であるNISグループ㈱より連帯保証及び営業貸付金524百万円の担保提供を受けております。 また、上記以外に連結上相殺消去されている子会社貸付金1,150百万円及び子会社出資金2,296百万円を担保提供しております。

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)																																
<p>※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tbody> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td><td>1,325百万円</td></tr> <tr> <td>役員報酬</td><td>49百万円</td></tr> <tr> <td>給料手当</td><td>283百万円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td><td>27百万円</td></tr> <tr> <td>法定福利費</td><td>40百万円</td></tr> <tr> <td>租税公課</td><td>109百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却費</td><td>5百万円</td></tr> <tr> <td>賃借料</td><td>88百万円</td></tr> </tbody> </table>	貸倒引当金繰入額	1,325百万円	役員報酬	49百万円	給料手当	283百万円	賞与引当金繰入額	27百万円	法定福利費	40百万円	租税公課	109百万円	減価償却費	5百万円	賃借料	88百万円	<p>※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tbody> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td><td>299百万円</td></tr> <tr> <td>役員報酬</td><td>27百万円</td></tr> <tr> <td>給料手当</td><td>105百万円</td></tr> <tr> <td>法定福利費</td><td>17百万円</td></tr> <tr> <td>租税公課</td><td>108百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却費</td><td>3百万円</td></tr> <tr> <td>賃借料</td><td>49百万円</td></tr> <tr> <td>支払手数料</td><td>249百万円</td></tr> </tbody> </table>	貸倒引当金繰入額	299百万円	役員報酬	27百万円	給料手当	105百万円	法定福利費	17百万円	租税公課	108百万円	減価償却費	3百万円	賃借料	49百万円	支払手数料	249百万円
貸倒引当金繰入額	1,325百万円																																
役員報酬	49百万円																																
給料手当	283百万円																																
賞与引当金繰入額	27百万円																																
法定福利費	40百万円																																
租税公課	109百万円																																
減価償却費	5百万円																																
賃借料	88百万円																																
貸倒引当金繰入額	299百万円																																
役員報酬	27百万円																																
給料手当	105百万円																																
法定福利費	17百万円																																
租税公課	108百万円																																
減価償却費	3百万円																																
賃借料	49百万円																																
支払手数料	249百万円																																
<p>※2 不動産売上原価に含まれる買取不動産の収益性の低下による簿価の切り下げ額は3,396百万円であります。</p>	<p>※2 不動産売上原価に含まれる買取不動産の収益性の低下による簿価の切り下げ額は39百万円であります。</p>																																

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)																														
<p>※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tbody> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td><td>1,160百万円</td></tr> <tr> <td>役員報酬</td><td>23百万円</td></tr> <tr> <td>給料手当</td><td>132百万円</td></tr> <tr> <td>法定福利費</td><td>17百万円</td></tr> <tr> <td>租税公課</td><td>38百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却費</td><td>2百万円</td></tr> <tr> <td>賃借料</td><td>43百万円</td></tr> </tbody> </table>	貸倒引当金繰入額	1,160百万円	役員報酬	23百万円	給料手当	132百万円	法定福利費	17百万円	租税公課	38百万円	減価償却費	2百万円	賃借料	43百万円	<p>※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tbody> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td><td>120百万円</td></tr> <tr> <td>役員報酬</td><td>14百万円</td></tr> <tr> <td>給料手当</td><td>51百万円</td></tr> <tr> <td>法定福利費</td><td>7百万円</td></tr> <tr> <td>租税公課</td><td>12百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却費</td><td>1百万円</td></tr> <tr> <td>賃借料</td><td>17百万円</td></tr> <tr> <td>支払手数料</td><td>110百万円</td></tr> </tbody> </table>	貸倒引当金繰入額	120百万円	役員報酬	14百万円	給料手当	51百万円	法定福利費	7百万円	租税公課	12百万円	減価償却費	1百万円	賃借料	17百万円	支払手数料	110百万円
貸倒引当金繰入額	1,160百万円																														
役員報酬	23百万円																														
給料手当	132百万円																														
法定福利費	17百万円																														
租税公課	38百万円																														
減価償却費	2百万円																														
賃借料	43百万円																														
貸倒引当金繰入額	120百万円																														
役員報酬	14百万円																														
給料手当	51百万円																														
法定福利費	7百万円																														
租税公課	12百万円																														
減価償却費	1百万円																														
賃借料	17百万円																														
支払手数料	110百万円																														
<p>※2 不動産売上原価に含まれる買取不動産の収益性の低下による簿価の切り下げ額は3,393百万円であります。</p>	<p>※2 不動産売上原価に含まれる買取不動産の収益性の低下による簿価の切り下げ額は13百万円であります。</p>																														

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1 現金及び現金同等物の第2四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 現金及び預金勘定 830百万円 現金及び現金同等物 830百万円	1 現金及び現金同等物の第2四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 現金及び預金勘定 3,793百万円 引出制限付預金 △330百万円 現金及び現金同等物 3,463百万円
※2 「営業活動によるキャッシュ・フロー」における「買取債権の回収による収入」及び「買取不動産の買取による支出」には不動産担保付債権の自己競落による回収額251百万円が含まれておりません。	

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	1,712,440
第1回第一種優先株式	20,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	—

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第2四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	普通株式	—	65
合計		—	65

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、平成21年6月29日付で、中小企業保証機構株式会社から第1回第一種優先株式の第三者割当增资の払込みを受けました。この結果、当第1四半期連結累計期間において資本金が1,000百万円、資本準備金が、1,000百万円増加し、当第2四半期連結会計期間末において資本金が3,036百万円、資本剰余金が2,822百万円となっております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

全セグメント営業収益の合計、営業利益の合計額に占める債権管理回収事業の割合がいずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメントの記載を省略しております。

当第2四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

全セグメント営業収益の合計、営業利益の合計額に占める債権管理回収事業の割合がいずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメントの記載を省略しております。

前第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

全セグメント営業収益の合計、営業利益の合計額に占める債権管理回収事業の割合がいずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメントの記載を省略しております。

当第2四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

全セグメント営業収益の合計、営業利益の合計額に占める債権管理回収事業の割合がいずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメントの記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

当第2四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

前第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

当第2四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

前第2四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

四半期連結財務諸表への影響額に重要性がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
503円72銭	402円54銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第2四半期 連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額	8,632百万円	3,701百万円
普通株式に係る純資産額	862百万円	689百万円
差額の主な内訳		
優先株式に係る資本金	1,000百万円	—
優先株式に係る資本準備金	1,000百万円	—
優先株式に係る配当金	41百万円	—
新株予約権	65百万円	70百万円
少数株主持分	5,661百万円	2,941百万円
普通株式の発行済株式数	1,712,440株	1,712,440株
普通株式の自己株式数	—	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式 の数	1,712,440株	1,712,440株

2. 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1株当たり四半期純損失 5,399円13銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益 148円31銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は四半期純損失(△)	△5,871百万円	295百万円
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)	△5,871百万円	253百万円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 優先株式に係る配当金	—	41百万円
普通株主に帰属しない金額	—	41百万円
普通株式の期中平均株式数	1,087,417株	1,712,440株
四半期純利益調整額	—	—
普通株式増加数	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかつた潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
1株当たり四半期純損失 5,596円71銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益 44円08銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は四半期純損失(△)	△6,085百万円	115百万円
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)	△6,085百万円	75百万円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 優先株式に係る配当金	—	40百万円
普通株主に帰属しない金額	—	40百万円
普通株式の期中平均株式数	1,087,417株	1,712,440株
四半期純利益調整額	—	—
普通株式増加数	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかつた潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引残高は前連結会計年度末と比較して、著しい変動はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月13日

ニッシン債権回収株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 高瀬敬介 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山本公太 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているニッシン債権回収株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ニッシン債権回収株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は第2四半期連結会計期間において重要な営業損失、経常損失及び四半期純損失を計上し、シンジケートローンの財務制限条項に一部抵触しており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月13日

ニッシン債権回収株式会社
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 高瀬敬介 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 齋藤浩史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているニッシン債権回収株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ニッシン債権回収株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年11月13日

【会社名】 ニッシン債権回収株式会社

【英訳名】 NISSIN SERVICER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼執行役員 合田 益己

【最高財務責任者の役職氏名】 常務取締役兼執行役員経営管理部長 山口 達也

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段南四丁目 2番11号
市ヶ谷フィナンシャルビル

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 合田益己及び当社最高財務責任者 山口達也は、当社の第9期第2四半期(自平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

